

政府調達に関する自主的措置におけるSDR基準額の円貨換算レート

政府調達に関する自主的措置におけるSDR基準額については、令和2年1月24日付官報掲載の財務省告示第20号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。（令和2年4月1日より令和4年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。）

記

| | |
|-------------|-----------|
| 500SDRの邦貨 | 7万6,000円 |
| 10万SDRの邦貨 | 1,500万円 |
| 38.5万SDRの邦貨 | 5,900万円 |
| 80万SDRの邦貨 | 1億2,000万円 |
| 200万SDRの邦貨 | 3億円 |
| 500万SDRの邦貨 | 7億6,000万円 |